

改正災害弔慰金法関係資料

【 目 次 】

改正災害弔慰金法（概要・条文等）	1
公布通知（6月7日発出）	27
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（7月19日公布）	47
災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（7月19日公布）	67
施行通知（7月19日発出）	77
附則第3条について	127
災害弔慰金の支給等に関する法律第16条に規定する調査権限について（7月19日発出）	131
災害関連死の事例収集について	137
参考資料	145

改正災害弔慰金法（概要・条文等）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 (議員立法)

公布：令和元年 6 月 7 日

施行：令和元年 8 月 1 日

<背景・趣旨>

- 平成 7 年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法（平成 10 年制定）がなく、他災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が、災害援護資金（災害時の融資制度）に頼って生活を再建することを余儀なくされた。

	全貸付	未償還（平成 30 年 12 月速報値）	未償還率
金額	1,326 億円（うち国費 884 億円）	123 億円（うち国費 82 億円）	9.3%
件数	57,448 件	8,400 件	14.6%

（参考）東日本大震災 521 億円（29,551 件）、熊本地震 13 億円（728 件）

→ 現在、借受人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが課題。

（神戸市：利子収入 25 億円 < 債権管理コスト 43 億円）

- 阪神・淡路大震災時には被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とする。
- 今回の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行貸付制度の不備を是正する。

<改正法の概要>

(1) 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除

- ・ 所得要件：総所得 - 公租公課 < 150 万円（生活保護扶助費を参照）

*64 歳（神戸市の未償還平均年齢）の単身世帯の生活保護扶助額（平成 26 年度）は 150 万 5050 円

- ・ 資産要件：

- ① 自らが居住している土地・建物については、著しく高額なマンション等ではないと認められること
- ② ①以外の実物資産については、償還に充てることができるものを保有していないと認められること
- ③ 資産としての預貯金は 20 万円以下であること

(2) 本年 4 月以降は保証人の要否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から 10 年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする

(3) 償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能であることを明確化

(4) 破産の場合は、20 年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除

(5) 免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する

(6) 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める

(7) 国は、災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の制度の周知を図る

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 償還金の支払猶予

一 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第三により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。

二 一により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこと。

(第十三条関係)

第二 償還免除

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受け、そのため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額

の全部又は一部の償還を免除することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこと。

① 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第三により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

② 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(第十四条関係)

第三 報告等

市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができること。

(第十六条関係)

第四 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。 (第十八条関係)

第五 制度の周知徹底

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。 (第十九条関係)

第六 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日に生じた災害に係る償還免除の特例

一 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還

を免除することができると。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第三により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。

二 都道府県は、市町村（指定都市を除く。第七の一において同じ。）が一により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

三 国は、指定都市又は都道府県が一又は二により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

（原始附則第二条関係）

第七 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例

一 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人

の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

二 国は、都道府県が一により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

三 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて一の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(原始附則第三条関係)

第八 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和元年八月一日から施行すること。

(改正法附則第一条関係)

二 経過措置

1 この法律の施行前に市町村が地方自治法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした第六の一の災害に係る災害援護資金に係る債務の免除（第六の一の場合にされたものに限る。）は、第六の一による免除とみなすこと。
(改正法附則第三条関係)

2 第七は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用すること。
(改正法附則第四条関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）」を
「第四章 災害援護資金の貸付け（第
第五章 雑則（第十八条・第十九

十条―第十七条）

に改める。

条）

」

第十一条中「第十三条第一項」の下に「、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項」を加える。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告等）

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しく

はその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第十三条第一項中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の下に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同項ただし書中「政令で定める場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(償還金の支払猶予)

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予すること

とができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。本則に次の一章を加える。

第五章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、附則に次の三条を加える。

(被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例)

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除した

ときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を

受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)

附則第二条第一項又は第三条第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。）の規定によりした新法附則第二条第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除（同項に規定する場合にされたものに限る。）は、同項の規定による免除とみなす。

第四条 新法附則第三条の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一百三十三条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

理由

災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約六十億円である。

◎災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）</p> <p>第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（償還金の支払猶予）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）</p> <p>第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されるものとみなす。

(償還免除)

第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により

(新設)

(新設)

(償還免除)

第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(新設)

報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

2 (略)

3 (略)

(貸付金の償還方法)

第十五条 (略)

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

第十七条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(貸付金の償還方法)

第十四条 (略)

(新設)

(政令への委任)

第十五条 (略)

第五章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

附則

(施行期日等)

1 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、当該地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(新設)

改正案	現行
<p>(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)</p> <p>第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十四条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十四条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。</p>	<p>(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)</p> <p>第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。</p>

公布通知（6月7日発行）

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の公布について

本日、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号。以下「改正法」という。）が公布され、同法は本年8月1日から施行されることとなりました。

改正法は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定めるために、必要な措置を講ずるものです。

ついては、改正法の概要は下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、都道府県におかれましては域内の市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、改正法の施行について配慮すべき細部の事項について、別途通知する予定であることを申し添えます。

記

1 改正法の概要

(1) 償還金の支払猶予

- ① 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告を

せず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。

- ② ①により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこと。

(第13条関係)

(2) 償還免除

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこと。

- ① 災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

(第14条関係)

(3) 報告等

市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができること。

(第16条関係)

(4) 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(第18条関係)

(5) 制度の周知徹底

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

(第19条関係)

(6) 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例

- ① 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。
- ② 都道府県は、市町村（指定都市を除く。(7)の①において同じ。）が①により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ③ 国は、指定都市又は都道府県が①又は②により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(原始附則第2条関係)

(7) 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例

- ① 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ② 国は、都道府県が①により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ③ 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であって①の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(原始附則第3条関係)

(8) その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

2 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、令和元年8月1日から施行すること。

(改正法附則第1条関係)

(2) 経過措置

- ① この法律の施行前に市町村が地方自治法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした1の(6)の①の災害に係る災害援護資金に係る債務の免除（1の(6)の①の場合にされたものに限る。）は、1の(6)の①による免除とみなすこと。

(改正法附則第3条関係)

- ② 1の(7)は、この法律の施行前に、市町村が、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用すること。

(改正法附則第4条関係)

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(二二六)
- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(二二七)
- 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(二二八)

〔政令〕

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行期日を定める政令(二二九)
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令(二三〇)
- 教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令(二三三)
- 検疫法施行令の一部を改正する政令(二三四)

〔省令〕

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(文部科学三)
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則(農林水産九)

〔告示〕

- 国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件(国家公安委一〇)
- 国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件(同一一)
- 予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件(総務五五)
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務三三三)
- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件(文部科学九)

〔公告〕

- 裁判所 諸事項
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人大学入試センター入札、日本弁護士連合会裁決関係
- 地方公共団体
- 行旅死亡人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(法律第二六号)(内閣府本府)

1 昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、次の(一)及び(二)について、関係法律の改正を行うこととした。

(一)住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこと。

(二)地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(法律第二七号)(内閣府本府)

1 償還金の支払猶予

(一)市町村は、災害等やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることとした。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、3により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこととした。(第一三条第一項関係)

(二)により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこととした。(第一三条第二項関係)

2 償還免除

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとした。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこととした。(第一四条第一項関係)

(一) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、3により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(第一四条第一項第一号関係)

(二) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。(第一四条第一項第二号関係)

3 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するかどうかを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとした。(第一六条関係)

4 市町村における合議制の機関
市町村は、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、合議制の機関を置くよう努めるものとする。 (第一八条関係)

5 制度の周知徹底
国は、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、これらの制度の周知徹底を図るものとする。 (第一九条関係)

6 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例
(一) 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める

7 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例
(一) 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に對して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から一〇年を経過した後、地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、市町村に対し、その保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第二條第一項関係)

7 都道府県は、市町村(指定都市を除く。7の(一)において同じ)が(一)により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第二條第二項関係)

(二) 国は、指定都市又は都道府県が(一)又は(二)により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第二條第三項関係)

8 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例
(一) 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に對して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から一〇年を経過した後、地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、市町村に対し、その保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第二條第一項関係)

(二) 国は、都道府県が(一)により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第三條第二項関係)

(三) 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に對して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から一〇年を経過した後、地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、その保証人の保証を受けた者であつて(一)の内閣府令で定める事由があるものの償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第三條第三項関係)

9 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(法律第二八号)(金融庁)

1 暗号資産交換業に係る制度整備
(一) 「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するほか、暗号資産の定義から金融商品取引法で規定する「電子記録移転権利」を除くとともに、暗号資産交換業の定義に、暗号資産の交換等に関し暗号資産の管理を業として行うことを追加することとした。(第二條関係)

(二) 暗号資産交換業の登録拒否事由に、認定資金決済事業者協会に未加入の法人であつて、当該協会の規則に準ずる内容及び社内規則を作成していないもの等を追加することとした。(第六三條の五関係)

(三) 暗号資産交換業者は、その取り扱う暗号資産の名称又は業務の内容及び方法を変更する場合には、事前に届出をしなければならないこととした。(第六三條の六関係)

8 その他

(一) この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。(附則第三條及び第四條関係)

(二) この法律は令和元年八月一日から施行することとした。

2 金融商品取引法の一部改正関係
1 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備
(一) 金融商品の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とすることとした。(第二條第二四項関係)

(二) 金融商品取引業者等が行う暗号資産を用いたデリバティブ取引に関連する業務に関して、説明義務等の規定を整備することとした。(第四三條の六関係)

(三) 収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る)に表示されるもの(以下「電子記録移転権利」という)を、第一項有価証券として、企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引法に係る規制の対象とすることとした。(第二條第三項、第二條第八項、第三條及び第二八條関係)

(四) 収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産等を金銭とみなして、金融商品取引法の規定を適用することとした。(第二條の二関係)

(五) 暗号資産交換業者は、利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、その契約に係る情報の提供等の措置を講じなければならないこととした。(第六三條の一〇関係)

(六) 暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれがない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産(以下「履行保証暗号資産」という)を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれがない方法で分別管理しなければならないこととした。(第六三條の一及び第六三條の二の二関係)

(七) 暗号資産交換業者に暗号資産の管理を行わせている利用者は、当該暗号資産交換業者が管理する利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとした。(第六三條の一九の二及び第六三條の一九の三関係)

2 その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。

1 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備
(一) 金融商品の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とすることとした。(第二條第二四項関係)

(二) 金融商品取引業者等が行う暗号資産を用いたデリバティブ取引に関連する業務に関して、説明義務等の規定を整備することとした。(第四三條の六関係)

(三) 収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る)に表示されるもの(以下「電子記録移転権利」という)を、第一項有価証券として、企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引法に係る規制の対象とすることとした。(第二條第三項、第二條第八項、第三條及び第二八條関係)

(四) 収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産等を金銭とみなして、金融商品取引法の規定を適用することとした。(第二條の二関係)

(五) 暗号資産交換業者は、利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、その契約に係る情報の提供等の措置を講じなければならないこととした。(第六三條の一〇関係)

2 第四号施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならぬ事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新介護保険法の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新介護保険法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）
 第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

（放課後児童健全育成事業に関する検討）
 第五条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六十条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）
 第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。
 別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百号）の項を削り、同表健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項中「第二十六条第二項」を削る。

（文化芸術基本法の一部改正）
 第七条 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。
 第七条の二第二項中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

（健康増進法の一部を改正する法律の一部改正）
 第八条 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「を削り、同法第二十九条第二項の改正規定中「の」を「を」を「を」に改め、「の」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」及び「」、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と「を削り」を削る。
 附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定中「第二十六条第二項及び」及び「第四十三条第二項及び」を削る。

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	石田	真敏
文部科学大臣	柴山	昌彦
厚生労働大臣	根本	匠
経済産業大臣	世耕	弘成
国土交通大臣	石井	啓一

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
 令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十七号
 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）」を「第五章 雑則（第十八条・第十九条）（第十条―第十七条）」に改める。

（報告等）
 第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第十三条第一項中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の下に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同項ただし書中「政令で定める場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することのできる」と認められるとき。

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（市町村における合議制の機関）
 第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（制度の周知徹底）
 第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、附則に次の三条を加える。
 （被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護

護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

第三條 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例
第三條 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

第四條 内閣総理大臣は、附則第二條第一項又は前條第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則
第一條 (施行期日)
この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)
第二條 内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)附則第二條第一項又は第三條第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)
第三條 この法律の施行前に市町村(特別区を含む。次條において同じ。)が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。)の規定によりした新法附則第二條第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除(同項に規定する場合にされたものに限る。)は、同項の規定による免除とみなす。

第四條 新法附則第三條の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する。

第五條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部(改正)
(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三百三條第一項中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十八号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「第六十三條の二十一」を「第六十三條の十九の二」に改める。

第一条中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に改める。
第二条第五項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

第二条第七項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「い」を「い、い、暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう」に改め、同項第一号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第三号中「又は仮想通貨」を削り、同項に次の一号を加える。

四 他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く)。

第二条第八項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第九項中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十四項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十五項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第四十條第一項第六号中「若しくは名称」を削る。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 暗号資産

第六十三條の二の見出しを「暗号資産交換業者の登録」に改め、同条中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三條の三第一項第三号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第四号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「第六十三條の五第一項第十号」を「第六十三條の五第一項第十一号」に改め、同項第六号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第七号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第八号及び第九号並びに同条第二項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三條の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三條の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三條の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三條の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

◎災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）</p> <p>第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（償還金の支払猶予）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）</p> <p>第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還免除)

第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により

(新設)

(新設)

(償還免除)

第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(新設)

報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

2 (略)

3 (略)

(貸付金の償還方法)

第十五条 (略)

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

第十七条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(貸付金の償還方法)

第十四条 (略)

(新設)

(政令への委任)

第十五条 (略)

第五章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

附則

(施行期日等)

1 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(新設)

改正案	現行
<p>(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)</p> <p>第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十四条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十四条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。</p>	<p>(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)</p> <p>第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。</p>

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 (議員立法)

公布：令和元年 6 月 7 日

施行：令和元年 8 月 1 日

<背景・趣旨>

- 平成 7 年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法（平成 10 年制定）がなく、他災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が、災害援護資金（災害時の融資制度）に頼って生活を再建することを余儀なくされた。

	全貸付	未償還（平成 30 年 12 月速報値）	未償還率
金額	1,326 億円（うち国費 884 億円）	123 億円（うち国費 82 億円）	9.3%
件数	57,448 件	8,400 件	14.6%

（参考）東日本大震災 521 億円（29,551 件）、熊本地震 13 億円（728 件）

→ 現在、借受人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが課題。

（神戸市：利子収入 25 億円 < 債権管理コスト 43 億円）

- 阪神・淡路大震災時には被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とする。
- 今回の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行貸付制度の不備を是正する。

<改正法の概要>

(1) 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除

- ・ 所得要件：総所得 - 公租公課 < 150 万円（生活保護扶助費を参照）

*64 歳（神戸市の未償還平均年齢）の単身世帯の生活保護扶助額（平成 26 年度）は 150 万 5050 円

- ・ 資産要件：

- ① 自らが居住している土地・建物については、著しく高額なマンション等ではないと認められること
- ② ①以外の実物資産については、償還に充てることができるものを保有していないと認められること
- ③ 資産としての預貯金は 20 万円以下であること

(2) 本年 4 月以降は保証人の要否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から 10 年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする

(3) 償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能であることを明確化

(4) 破産の場合は、20 年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除

(5) 免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する

(6) 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める

(7) 国は、災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の制度の周知を図る

**災害弔慰金の支給等に関する法律施行令
及び東日本大震災に対処するための特別
の財政援助及び助成に関する法律の厚生
労働省関係規定の施行等に関する政令の
一部を改正する政令（7月19日公布）**

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 市町村が災害援護資金の償還金の支払を猶予をすることができる場合に係るやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があるものとする。 (第十二条関係)

第二 施行期日等

一 この政令は、令和元年八月一日から施行するものとともに、その他施行について所要の規定を設けるものとする。 (附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二項関係)

政令第六十一号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十七号）の施行に伴い、及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を削り、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（償還金の支払猶予）

第十二条 法第十三条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむ

を得ないと認める事情があることとする。

第十四条（見出しを含む。）中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条を第十三条とする。

附則第二項及び第三項第二号中「第十条第一項」を「法第十三条第一項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に、「災害弔慰金令第十条第一項」を「災害弔慰金法第十三条第一項」に改め、同条第七項中「災害弔慰金令第十二条」を「災害弔慰金令第十条」に、「第十三条」を「第十一条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。ただし、第二条中東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第十四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第十条第一項の規定によりされている償還金の支払の猶予は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十三条第一項の規定によりされた償還金の支払の猶予とみなす。

理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村が災害援護資金の償還金の支払を猶予することができる場合に係るやむを得ない理由を定める等の必要があるからである。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号） 1

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号） 4

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(都道府県の貸付金の償還期間)</p> <p>第十条 法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。</p> <p>(国の貸付金の償還期間)</p> <p>第十一条 法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年（指定都市に対する貸付金にあつては、十一年）とする。</p>	<p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第十条 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第七条第二項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。</p> <p>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</p> <p>(法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合)</p> <p>第十一条 法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合とする。</p> <p>(都道府県の貸付金の償還期間)</p> <p>第十二条 法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。</p> <p>(国の貸付金の償還期間)</p> <p>第十三条 法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年（指定都市に対する貸付金にあつては、十一年）とする。</p>

(償還金の支払猶予)

第十二条 法第十三条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。

(法第十五条の規定による貸付金の償還方法)

第十三条 法第十五条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

附則

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年一月一日）から施行する。
- 2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金（次項第一号において「府県の貸付金」という。）に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。

(新設)

(法第十四条の規定による貸付金の償還方法)

第十四条 法第十四条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

附則

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年一月一日）から施行する。
- 2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金（次項第一号において「府県の貸付金」という。）に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が第十条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。

3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

一 府県が、市町（指定都市を除く。）に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。

二 指定都市が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

一 府県が、市町（指定都市を除く。）に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。

二 指定都市が第十条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）</p> <p>第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。</p> <p>2 法第百三条第一項の政令で定める日は、<u>令和二年三月三十一日</u>とする。</p> <p>3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「災害弔慰金法」という。）第十条第一項の災害援護資金の貸付けについての災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「災害弔慰金令」という。）第四条の規定の適用については、同条中「当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年」とあるのは「平成二十一年の所得（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十三年」と、「その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分」とあるのは「平成二十二年度分（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十四年度分）」とする。</p> <p>4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するも</p>	<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）</p> <p>第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。</p> <p>2 法第百三条第一項の政令で定める日は、<u>平成三十二年三月三十一日</u>とする。</p> <p>3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「災害弔慰金法」という。）第十条第一項の災害援護資金の貸付けについての災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「災害弔慰金令」という。）第四条の規定の適用については、同条中「当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年」とあるのは「平成二十一年の所得（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十三年」と、「その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分」とあるのは「平成二十二年度分（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十四年度分）」とする。</p> <p>4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するも</p>

のとし、その保証債務は、災害弔慰金令第九条の規定による違約金を包含するものとする。

5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十四条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金法第十三条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。

6 法第百三条第一項の規定により災害弔慰金法第十条第三項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第七条第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第十条及び第十一条の規定の適用については、災害弔慰金令第十条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十一条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

のとし、その保証債務は、災害弔慰金令第九条の規定による違約金を包含するものとする。

5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。

6 法第百三条第一項の規定により災害弔慰金法第十条第三項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第七条第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第十二条及び第十三条の規定の適用については、災害弔慰金令第十二条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十三条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）（抄）	1
○ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）	2
○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）（抄）	3

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）（抄）

（償還金の支払猶予）

第十条 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第七条第二項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合）

第十一条 法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合とする。

（都道府県の貸付金の償還期間）

第十二条 法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。

（国の貸付金の償還期間）

第十三条 法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年（指定都市に対する貸付金にあつては、十一年）とする。

（法第十四条の規定による貸付金の償還方法）

第十四条 法第十四条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

附 則

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年一月一日）から施行する。
- 2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金（次項第一号において「府県の貸付金」という。）に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が第十条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。
- 3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四号）第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。
 - 一 府県が、市町（指定都市を除く。）に対し、地方自治法施行令第七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。
 - 二 指定都市が第十条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）

（償還金の支払猶予）

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）（抄）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。

2 法第百三条第二項の政令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「災害弔慰金法」という。）第十条第一項の災害援護資金の貸付けについての災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「災害弔慰金令」という。）第四条の規定の適用については、同条中「当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあっては、前前年」とあるのは「平成二十一年の所得（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあっては、平成二十三年」と、「その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分」とあるのは「平成二十二年度分（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあっては、平成二十四年度分）」とする。

4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあっては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金令第九条の規定による違約金を包含するものとする。

5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。

6 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十条第三項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第七条第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第

十二条及び第十三条の規定の適用については、災害弔慰金令第十二条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十三条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

**災害弔慰金の支給等に関する法律の規定
に基づく災害援護資金の償還免除に關する
内閣府令（7月19日公布）**

○内閣府令第二十二号

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）附則第二条第一項及び附則第三条第一項の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年七月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令

（法附則第二条第一項の内閣府令で定める場合）

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額（当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得（当該免除を一月から五月までの間にする場合にあつては、前前年の所得）について災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第四条の規定の例により算定した所得の金額

をいう。)から租税その他の公課の金額を控除した金額が、百五十万円未満であること。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。

イ 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。

ロ 預貯金の金額(生活費の入金等を控除した金額をいう。)が二十万円以下であること。

(法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由)

第二条 法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のい

れにも該当すると認めたとする場合とする。

一 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利(以下この条において「保証債権」という。)の放棄の際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還しており、かつ、当該償還が完了していないこと。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者が法第十四条第一項及び附則第二条第一項に規定する償還を免除す

ることができる場合に該当しないこと。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が保証債権を放棄する場合における前項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣及び都道府県知事」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附 則

この府令は、令和元年八月一日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する法律附則第二条第一項の内閣府令で定める災害援護資金償還免除基準等を定める内閣府令
案 参照条文

目 次

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）	1
○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）（抄）	3
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	4

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）

（災害援護資金の貸付け）

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷
- 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。

3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。

4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。

（償還免除）

第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県

に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

附 則

(被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例)

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、

当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 (昭和四十八年政令第三百七十四号) (抄)

(法第十条第一項の規定による所得の算定)

第四条 法第十条第一項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得(当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年の所得)について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。)に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八条第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。)

む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 九 (略)

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 五 (略)

② (略)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 十三 (略)

2 (略)

施行通知（7月19日発出）

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

改正災害弔慰金法の施行について

災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について必要な措置を講じるため、第198回国会において衆議院災害対策特別委員会提案により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案が発議され、本年6月7日、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号。以下「改正災害弔慰金法」という。）」が公布されたところである。

また、改正災害弔慰金法の施行に伴い、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号。以下「災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令」という。）」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号。以下「償還免除令」という。）」が本日公布されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては市町村等関係者への周知を図るとともに、その運用に当たってよろしく御配慮願いたい。

なお、本通知においては、改正災害弔慰金法による改正後の「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」については「法」と、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正後の「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）」については「施行令」とする。

記

1 法改正の内容等

(1) 償還金の支払猶予

- ① 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。
- ② ①により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこと。

(2) 償還免除

- ① 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこと。
 - i) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ii) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができることと認められるとき。

(3) 報告等

市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができること。

(4) 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(5) 制度の周知徹底

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

(6) 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例

- ① 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。
- ② 都道府県は、市町村（指定都市を除く。(7)の①において同じ。）が①により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ③ 国は、指定都市又は都道府県が①又は②により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(7) 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例

- ① 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ② 国は、都道府県が①により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ③ 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であって①の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(8) 施行期日等

- ① この法律は、令和元年8月1日から施行すること。
- ② この法律の施行前に市町村が地方自治法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした（6）の①の災害に係る災害援護資金に係る債務の免除（（6）の①の場合にされたものに限る。）は、（6）の①による免除とみなすこと。
- ③ （7）は、この法律の施行前に、市町村が、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用すること。

<参考> 令和元年5月24日 衆議院・災害対策特別委員会における法律案の提案理由説明（抜粋）

本起草案の趣旨及び内容につきまして、提出者を代表して御説明申し上げます。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについて規定する法律であります。

災害援護資金は、大きな災害が発生する度に多くの被災者が利用して参りました。特に、平成七年に発生した阪神・淡路大震災においては、その当時、何よりも被災者生活再建支援法がなかったことや、義援金についても一世帯当たりでは少なかったこともあり、生活の再建に資するため、五万七千件余の世帯が総額で約一千三百二十六億円の貸付けを受けました。

災害援護資金の償還は、特例が設けられた東日本大震災を除き、十年で行うものとされており。しかしながら、阪神・淡路大震災の被災者の中には、貸付けを受けたものの生活再建が思うようにならず、期限内の償還が困難であった方も多数いらっしゃいました。そのような方は、少額償還により返済し続けてきたところでもあります。一方で、その間も、神戸市など関係地方公共団体は、返済して頂くための様々な努力を続けるとともに、関係法令に基づく無資力免除なども行ってきましたが、未だ八千四百件の約百二十三億円分については国や都道府県による原資貸付金の扱いをどのようにするのが残された課題となっており、（中略）本起草案は、このような状況等に鑑み、災害援護資金に係る償還免除の特例、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について定めようとするものであります。（後略）

2 法第11条（都道府県の貸付け）関係

（1）趣旨

法第13条に償還金の支払猶予の規定を設けたこと、かつ、それに伴い条番号が繰り下がったこと、及び法附則第2条に被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例規定（以下「被災者生活再建支援法施行前に生じた災害に係る償還免除規定」という。）を設けたことにより、条文上の市町村の定義に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）が含まれるかどうかを明確にするために、所要の整備をしたものである。

（2）規定の内容

償還金の支払猶予を規定する法第13条第1項、償還免除を規定する法第14条第1項、報告等を規定する法第16条、市町村における合議制の機関を規定する法第18条、及び被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る償還免除規定を規定する法附則第2条第1項中の「市町村」には、指定都市が含まれることを明確にしたものである。

なお、これら以外の法第11条以降の「市町村」には、指定都市は除かれているものであることに留意すること。

3 法第13条（償還金の支払猶予）関係

（1）趣旨

償還金の支払猶予については、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正前の施行令第10条において規定されていたが、

① 償還金の支払猶予制度は、災害援護資金の貸付けを受けた者にとって償還計画を考えるに当たっては重要な制度であり、法律上明確であることが望ましいこと、

② 改正災害弔慰金法により法第16条の報告等の規定が新設され、償還金の支払を猶予するか否かを判断するために必要であると認めるときは、市町村は収入又は資産の状況について災害援護資金の貸付けを受けた者等に報告等を求めることができることとされたこと、

から、改正災害弔慰金法により法第13条に償還金の支払猶予を規定したものである。

（2）規定の内容

市町村（指定都市を含む。）は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができるものである。

災害その他政令で定めるやむを得ない理由とは、施行令第12条により、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとされているところである。また、「その他市町村がやむを得ないと認める事情」は、市町村の判断によるところであるが、災害援護資金の貸付けを受けた者が、経済的困窮の状態に実質的に陥っている場合や行方不明の場合も含まれるものと考えられる。

ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、法第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないとしてされていることに留意すること。

償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこととされている。

なお、償還金の支払猶予を政令事項から法律に引き上げたことに伴い、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令附則第2項において、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の施行の際現に災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令による改正前の施行令第10条第1項の規定によりされている償還金の支払猶予は、法第13条第1項の規定によりされた償還金の支払猶予とみなすといった経過措置が規定されていることに留意すること。

また、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律等の施行について（昭和49年2月28日社施第34号各都道府県知事・指定都市市長あて厚生省社会局長通知。以下「昭和49年局長通知」という。）において、償還金の支払猶予に関して、

- ① 償還金の支払猶予期間は、1年以内とし、さらにその事由が継続し、とくに必要がある場合には、あらためてその手続をとらせること、
償還金の支払猶予は、支払期日までに行われなければならないが、この手続をとらずに支払を遅滞したときは、（施行令第9条に規定する）違約金を徴収するものであること、
- ② 令第11条第2項（改正災害弔慰金法による改正後は法第13条第2項）の規定は、償還金の支払が猶予されることにより、貸付金の利子の計算に何ら影響を及ぼさないようにしようとするものであること。したがって、猶予前の支払期日に償還すべきであった金額と同額の償還金を猶予された後の支払期日に支払えば足りるものであること、
- ③ 支払猶予は、保証人が支払期日に当該償還金を支払うことができるか否かには関係がないものであること、
とされていることに留意すること。

4 法第14条（償還免除）関係

（1）趣旨

災害援護資金の免除事由として、死亡又は重度障害の場合が規定されていたが、これらに加えて、新たに破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、市町村は災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとしたものである。

また、償還免除の要件を明確にするため、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正前の施行令第11条に規定されていた政令事項（償還免除がされない場合）を法律に上げたものである。

（2）規定の内容

災害援護資金の免除事由は、

- ① 災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者が精神又は身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき、
- ③ 災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき、

とされており、この場合、市町村（指定都市を含む。）は当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものである。

ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、法第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、及び災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還できると認められるときは、この限りではないとされていることに留意すること。

免除手続については、災害援護資金の貸付けを受けた者からの申請によることを原則とするが、申請すべき者がいない場合には、市町村による職権免除を妨げるものではない。なお、法第14条により市町村において職権免除をする場合は、条例及び条例施行規則等を整備することに留意すること。

なお、昭和49年局長通知において、償還免除に関して、

- ① 災害援護資金の償還の免除は、保証人に償還能力があると認められる額については、償還を免除するものでなく、その保証人に償還させること、
 - ② 償還の免除は、借受人の保証人においても、これを申請することができるものとする、
 - ③ 法第11条第1項（改正災害弔慰金法による改正後は法第14条第1項）に規定する「精神又は身体の著しい障害」とは、地方税法施行令第7条の15の4（現行の地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の7）に規定する特別障害者の範囲とすること、
- とされていることに留意すること。

5 法第15条（貸付金の償還方法）関係

(1) 趣旨

改正災害弔慰金法により、法第13条の償還金の支払猶予が新たに規定されたことに伴い、条番号を繰り下げるものである。

(2) 規定の内容

条番号を第14条から第15条に繰り下げた法技術的な改正であり、規定内容を改正するものではないことに留意すること。

6 法第16条（報告等）関係

(1) 趣旨

市町村が、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況を把握できるようにすることで、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能とするものである。

(2) 規定の内容

市町村（指定都市を含む。）は、法第13条第1項に規定する償還金の支払猶予、又は法第14条第1項及び法附則第2条第1項に規定する償還免除をするか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるものであり、これにより、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを市町村が判断する際、真に資力がないかどうか等を確認でき、客観的な判断を下すことを可能とするものである。

法第16条の規定により、災害援護資金の貸付けを受けた者が報告を求められて、正当な理由がなく報告をせずに、又は虚偽の報告をしたときは、市町村は法第13条に規定する償還金の支払猶予、又は法第14条及び法附則第2条に規定する償還免除をしないことができることとなることから、実質的に借受人に対して報告義務を課していると解されるものである。

また、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求める対象となる情報等としては、生活保護や年金受給情報などが挙げられ、併せて、地方税情報についても求めることができるものである（地方税情報の活用については、別途、通知することから、当該通知を参照されたい）。

なお、法第16条に基づく報告等の権限は、償還金の支払猶予又は償還免除を目的とする場合に限定されるとともに、報告等で得た情報については他目的の行政事務への流用は認められていないものであることに留意すること。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の7第1項による無資力免除も含め、償還免除をした者（その保証人であった者も含む。）に対

しては、法第16条の規定に基づく報告等の権限は行使できないことについても留意すること。

7 法第17条（政令への委任）関係

（1）趣旨

改正災害弔慰金法により、法第13条の償還金の支払猶予及び法第16条の報告等が新たに規定されたことに伴い、条番号を繰り下げるものである。

（2）規定の内容

条番号を第15条から第17条に繰り下げた法技術的な改正であり、規定内容を改正するものではないことに留意すること。

8 法第18条（市町村における合議制の機関）関係

（1）趣旨

法に基づき市町村が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会等を設置し、当該審査会における審査を経て、判定しているところである。

この審査会については、それぞれの市町村が単独で設置する方法のほか、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、市町村が、都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することも差し支えないものとされているところである。

しかし、都道府県に審査会の設置及び運営を委託した場合、支給決定までに時間がかかることも考えられることから、支給決定の迅速化の観点等から市町村ごとに審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとしたものである。

（2）規定の内容

市町村（指定都市を含む。）は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするものである。

なお、参考1、2「災害弔慰金の支給等に関する条例準則」において規定例を示すこととするので、参考にされたい。

また、阪神・淡路大震災以降に設置された災害弔慰金及び災害障害見舞金に係る支給審査委員会（合議制の機関）の構成例としては、以下のとおりであることから、参考にされたい。

- ・ 委員の総数は4～7人
- ・ 委員構成職種等
医師（1～4人）

診療科目例：内科、外科、精神科、整形外科、司法監察医
弁護士（１～３人）
市職員（１人）
担当部長等
その他
大学教授、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー 等

9 法第19条（制度の周知徹底）関係

（1）趣旨

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けの申請機会が確保されるよう、国は災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の制度の周知徹底を図るものとしたものである。

（2）規定の内容

被災者に対して災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の制度の周知徹底が図られるよう、国はホームページ等で制度概要を周知することに加え、市町村における周知について助言・支援等をするものである。

10 法附則第1条（施行期日等）関係

（1）趣旨

改正災害弔慰金法により、法附則第2条以下が新たに規定されたことに伴い、条番号を新たに付与するものである。

（2）規定の内容

附則第1項を附則第1条に改正した法技術的な改正であり、規定内容を改正するものではないことに留意すること。

11 法附則第2条（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例）関係

（1）趣旨

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、平成7年に発災した阪神・淡路大震災を契機として制定された法律であるが、その制定前においては、多くの被災者が災害援護資金に頼って生活再建をすることを余儀なくされたところである。

このことを踏まえ、市町村は、被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により、当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認

められる場合であって償還免除令で定める要件に該当する場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとするものである。

また、市町村が免除したときは、都道府県及び国の原資貸付金を免除するものとしている。(指定都市が免除したときは、国の原資貸付金を免除)

(2) 規定の内容

1) 第1項関係

被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る償還免除規定を定めるものであり、市町村(指定都市を含む。)が償還免除令第1条(法附則第2条第1項の内閣府令で定める場合)に定める要件に該当する場合、災害援護資金の貸付けを受けた者の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものである。

償還免除令第1条の内容は、以下のとおりである。

- ① 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額(当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得(当該免除を1月から5月までの間にする場合にあっては、前前年の所得)について施行令第4条の規定の例により算定した所得の金額をいう。)から租税その他の公課の金額を控除した金額が、150万円未満であること。(以下「所得基準」という。)
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。(以下「資産基準」という。
 - i) 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。
 - ii) 預貯金の金額(生活費の入金等を控除した金額をいう。)が、20万円以下であること。

免除手続については、災害援護資金の貸付けを受けた者の申請によることを原則とするが、申請すべき者がいない場合には、市町村による職権免除を妨げるものではない。なお、法附則第2条により、市町村において職権免除をする場合は、条例及び条例施行規則等を整備することに留意すること。

また、被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る償還免除規定に基づく償還の免除は、昭和49年局長通知の例に倣い、借受人の保証人においても、これを申請することができるとしている。

なお、改正災害弔慰金法附則第3条により、「改正災害弔慰金法の施行前に市町村(特別区を含む。)が地方自治法の規定によりした免除(地方自治法施行令第171条の7第1項に規定する無資力要件免除)であって、法附則第2条第1項に規定する被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る償還免除規定に該当する場合は、法附則第2条の規定による免除とみなす」こととされていることに留意すること。

* 上記「① 所得基準」について

- ・ 所得基準を定めるものであり、64歳（神戸市における未償還平均年齢（平成26年度））の生活保護扶助費を参考に設定したものである。
「総所得 － 公租公課 < 150万円」としたのは、生活保護においても、医療扶助、介護扶助、教育扶助や障害者加算等がされていること、市町村における免除作業の効率性を考慮し、所得・年金控除後の所得ベースの金額としたものである。
さらに、総所得の金額から公租公課を除いた金額としたのは、生活保護扶助費に公租公課が課されていないことを考慮したものである。
なお、総所得は、世帯収入ではなく、災害援護資金の貸付けを受けた者個人の所得であることに留意すること。
- ・ 施行令第4条においては、所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前前年の所得）について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とされていることに留意すること。
- ・ 「租税その他の公課の金額」とは、所得税、住民税、固定資産税、社会保険料をいうものであることに留意すること。

* 上記「② 資産基準」について

- ・ 「償還に充てることのできる居住の用に供する土地及び建物以外の資産」とは、「その処分により日常生活の維持に著しく支障を生じるものではな

い資産」であり、かつ、「処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるもの」をいう。

「その処分により日常生活の維持に著しく支障を生じるものではない資産」とは、基本的に利用価値が小さいものとみなされるため、売却が可能であれば、「償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外」の実物資産に該当するが、売却が著しく困難な資産については、この限りではない。

(具体例)

その処分により、日常生活の維持に著しく支障を生じるものではない別荘等は、「償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外」の実物資産に該当するが、売却が著しく困難な土地等の資産は該当しない。

また、「処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるもの」とは、基本的に他のものと代替が可能であり、処分により日常生活の維持に著しく支障を生じるものではないとみなされるが、就業等において真に必要であり、かつ、代替性のない場合においては、この限りではない。

(具体例)

処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる高額な車等は、「償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外」の実物資産に該当するが、そのものを所有し続けることでしか収入を得られないような場合であれば該当しない。

- 居住の用に供する土地及び建物については、法附則第2条の免除措置が、被災者生活再建支援法の制定有無の状況を踏まえて規定されたものであることから、災害援護資金の貸付けを受けた者の生活再建の観点を重視して、特に資産価値が高いと認められるものを除き、資産基準に含めないこととする。
他方、特に資産価値が高いと考えられるタワーマンション等、容易に換金可能な資産を有している場合は、免除が認められないことに留意すること。
- 「預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）」を20万円以下としたのは、破産者が生活維持のため最大限保有できる預貯金額が、兵庫県で運用されている裁判所の例が20万円以下であることを考慮したものである。
また、「預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）」には、有価証券等も含まれ、いわゆる仮想通貨も含まれるものである。

- ・ 「預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）」とは、一時的な生活費の入金等、フローとみなすことができる金額を控除した金額をいう。

＊ 免除基準の確認方法について

- ・ 災害援護資金の貸付けを受けた者からの申告によることとし、課税証明書、固定資産評価証明書、預金通帳等の写し（必要に応じて、用途についての申立書）等を求め、当該書面等に基づき、市町村が客観的に判断すること。
- ・ 既免除者や転居者等で確認の協力を得られない場合、所得基準及び資産基準（実物資産、預貯金等）の確認方法に関しては、上記との整合性を踏まえつつ、借受人の生活実態等を把握している市町村の判断に委ねることとする。

2) 第2項及び第3項関係

市町村が第1項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、都道府県及び国の原資貸付金を免除することを規定したものである。（指定都市が免除したときは、国の原資貸付金を免除）

1 2 法附則第3条（平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例）関係

(1) 趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）により、平成31年4月1日以降に生じた災害については、災害援護資金の貸付けに際しての保証人必須という要件を撤廃し、保証人の要否は市町村に委ねられたところである。

このことを踏まえ、平成31年4月1日前に生じた災害については保証人必須であったことに鑑み、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例を定めるものである。

具体的には、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄することができることを明記するとともに、市町村が当該権利を放棄したときは、当該保証人の保証を受けた者であって償還免除令で定める事由に該当する場合には、災害援護資金の償還未済額に相当する額の都道府県及び国の原資貸付金を免除することとしたものである。

(2) 規定の内容

1) 第1項関係

平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄できることを明記するとともに、当該保証人の保証を受けた者であって償還免除令第2条で定める事由に該当する場合には、災害援護資金の償還未済額に相当する額の都道府県原資貸付金を免除するものである。

償還免除令第2条の事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次のいずれにも該当すると認めた場合である。（指定都市にあっては都道府県知事の認めは不要である。）

- ① 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利（以下「保証債権」という。）の放棄の際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還しており、かつ、当該償還が完了していないこと。
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者が法第14条第1項及び附則第2条第1項に規定する償還を免除することができる場合に該当しないこと。

なお、改正災害弔慰金法附則第4条により、「改正災害弔慰金法の施行前に市町村（指定都市及び特別区を含む。）が平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する」とこととされていることに留意すること。

* 上記①について

- ・ 「当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還」とは、市町村が議会の議決により保証債権を放棄した際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり、当該災害援護資金を「継続的かつ長期」にわたり償還している状況を念頭に置いている。
したがって、市町村が保証債権を放棄する直前に保証人に償還を求めた場合や、継続的かつ長期にわたって償還したとは認められない場合（例えば、意図的に1回だけ保証人に少額償還をさせた場合）等は、免除の事由に該当しないことに留意すること。
- ・ 内閣総理大臣の承認に当たっての基準は、以下の全てを充たす場合とする。
 1. 対象となる災害援護資金の貸付けを受けた者は、行方不明者又は徴収困難者（正当な理由なく償還を拒否し又は不当に償還を遅延させる者、矯正施設に收容されている者を除く。）に限る。

2. 市町村が、対象となる災害援護資金の貸付けを受けた者に係る災害援護資金の償還未済額に相当する額を免除又は放棄すること。
3. 市町村において、法第16条に基づく報告等の権限を行使し、最低でも年1回は行方不明や徴収困難の借受人の現況調査を実施していること。(改正災害弔慰金法施行前にあっては、何らかの方法により最低でも年1回は行方不明や徴収困難の借受人の現況調査を実施してきた実績があること。)
4. 災害援護資金の保証人が、次のいずれかの免除要件に該当する場合であること。
 - イ 被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害の場合、地方自治法施行令第171条の7第1項又は法附則第2条第1項の免除要件
 - ロ 被災者生活再建支援法の施行後に生じた災害の場合、地方自治法施行令第171条の7第1項の免除要件

2) 第2項関係

都道府県が第1項の規定により原資貸付金を免除したときは、国の原資貸付金を免除することを規定したものである。

3) 第3項関係

平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄できることを明記するとともに、当該保証人の保証を受けた者であって償還免除令第2条で定める事由に該当する場合には、災害援護資金の償還未済額に相当する額の国の原資貸付金を免除することを規定したものである。

なお、「当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還」の考え方及び内閣総理大臣の承認に当たっての基準は、市町村と同様、「* 上記①について」に基づくものとする。

1.3 法附則第4条（財務大臣との協議）関係

(1) 趣旨

内閣総理大臣は、法附則第2条第1項又は附則第3条第1項の償還免除令を定めようとするときは、財務大臣に協議することとしたものである。

(2) 規定の内容

内閣総理大臣が償還免除令を規定する場合、財務大臣に協議することとしているものである。

なお、改正災害弔慰金法附則第1条ただし書及び附則第2条により、内閣総理大臣は、償還免除令を定めようとするときは、改正災害弔慰金法の施行日前で

あっても、財務大臣に協議することができるものとしている。

1 4 災害援護資金の東日本大震災特例関係

(1) 趣旨

新たに規定された条文等により、法及び施行令の条文番号が改正されたことに伴い、法及び施行令の条文番号を引用する「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本特財法」という。）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「東日本特財法政令」という。）」の所要の整備を行うものである。

(2) 規定の内容

東日本特財法及び東日本特財法政令において引用する法、施行令の条文番号及び「平成32年」を「令和2年」と改正した法技術的な改正であり、規定内容を改正するものではないことに留意すること。

1 5 その他

(1) 改正災害弔慰金法の施行期日は、法附則第1条により、令和元年8月1日とされていること。ただし、準備行為を規定する法附則第2条については、公布の日（令和元年6月7日）から施行されていること。

(2) 改正災害弔慰金法の内容を踏まえ、参考1、2「災害弔慰金の支給等に関する条例準則」及び参考3、4「災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則準則」を参考に、各市町村において条例及び条例施行規則等についても、遺漏なきよう所要の整備を行うこと。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（例）

[1. 阪神・淡路大震災の被災市町村の場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（支給審査委員会の設置）

第17条 市〔区・町・村〕に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

※ 合議制の機関の名称は各市町村において検討すること。

※ 「その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者」は、例えば、市〔区・町・村〕の職員（担当部長等）、学識経験を有する者、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー等が考えられる。

[2. 阪神・淡路大震災の被災市町村以外の場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 市〔区・町・村〕に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

※ 合議制の機関の名称は各市町村において検討すること。

※ 「その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者」は、例えば、市〔区・町・村〕の職員（担当部長等）、学識経験を有する者、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー等が考えられる。

○ 災害弔慰金の支給等に関する条例準則 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>[1. 阪神・淡路大震災の被災市町村の場合]</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、<u>法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則 (支給審査委員会の設置)</p> <p>第17条 市〔区・町・村〕に、<u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

[2. 阪神・淡路大震災の被災市町村以外の場合]

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 雑則
(支給審査委員会の設置)

第 17 条 市〔区・町・村〕に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に關し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

(新設)

(参考3)

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（例）

[1. 阪神・淡路大震災の被災市町村の場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 年規則第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の2号を加える

。

- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- (4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号）第1条に規定する基準に該当することを証する書類

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

※ 本制度は、市町村の条例の定めるところにより実施されるものであり、職権猶予、職権免除の実施等に当たっては、条例、条例施行規則の改正等について必要な場合には、適切に対応されたい。（平成18年1月5日付け事務連絡「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行にかかる運用について」抜粋）

[2. 阪神・淡路大震災の被災市町村以外の場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 年規則第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える

。

- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

※ 本制度は、市町村の条例の定めるところにより実施されるものであり、職権猶予、職権免除の実施等に当たっては、条例、条例施行規則の改正等について必要な場合には、適切に対応されたい。（平成18年1月5日付け事務連絡「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行にかかる運用について」抜粋）

○ 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則準則 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>[1. 阪神・淡路大震災の被災市町村の場合]</p> <p>(償還免除)</p> <p>第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市〔区・町・村〕長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第 13 号)を、市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 借受人の死亡を証する書類</p> <p>(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p>(3) <u>借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類</u></p> <p>(4) <u>借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令(令和元年内閣府令第 2 2 号)第 1 条に規定する基準に該当することを証する書類</u></p> <p>3 市〔区・町・村〕長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。</p>	<p>(償還免除)</p> <p>第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市〔区・町・村〕長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第 13 号)を、市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 借受人の死亡を証する書類</p> <p>(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 市〔区・町・村〕長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。</p>

<p>4 市〔区・町・村〕長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。</p>	<p>4 市〔区・町・村〕長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。</p>
<p>〔2. 阪神・淡路大震災の被災市町村以外の場合〕</p> <p>（償還免除）</p> <p>第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市〔区・町・村〕長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を、市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 借受人の死亡を証する書類</p> <p>(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p>(3) <u>借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類</u></p> <p>3 市〔区・町・村〕長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。</p> <p>4 市〔区・町・村〕長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。</p>	<p>（償還免除）</p> <p>第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市〔区・町・村〕長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を、市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 借受人の死亡を証する書類</p> <p>(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p>（新設）</p> <p>3 市〔区・町・村〕長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。</p> <p>4 市〔区・町・村〕長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。</p>



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(二二六)
- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(二二七)
- 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(二二八)

〔政令〕

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行期日を定める政令(二二一)
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令(二二三)
- 教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令(二二三)
- 検疫法施行令の一部を改正する政令(二二四)

〔省令〕

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(文部科学三)
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則(農林水産九)

〔告示〕

- 国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件(国家公安委一〇)
- 国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件(同一一)
- 予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件(総務五五)
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務三三)
- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件(文部科学九)

〔公告〕

- 裁判所 諸事項
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人大学入試センター入札、日本弁護士連合会裁決関係
- 地方公共団体
- 行旅死亡人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(法律第二六号)(内閣府本府)

1 昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、次の(一)及び(二)について、関係法律の改正を行うこととした。

(一) 住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこと。

(二) 地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(法律第二七号)(内閣府本府)

1 償還金の支払猶予

(一) 市町村は、災害等やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることとした。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、3により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこととした。(第一三条第一項関係)

(二) (一)により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこととした。(第一三条第二項関係)

2 償還免除

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとした。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこととした。(第一四条第一項関係)

(一) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、3により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(第一四条第一項第一号関係)

(二) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。(第一四条第一項第二号関係)

3 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するかどうかを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとした。(第一六条関係)

4 市町村における合議制の機関
市町村は、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、合議制の機関を置くよう努めるものとする。 (第一八条関係)

5 制度の周知徹底
国は、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、これらの制度の周知徹底を図るものとする。 (第一九条関係)

6 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日に生じた災害に係る償還免除の特例
(一) 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める

7 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例
(一) 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に對して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から一〇年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、市町村に対し、その保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第二條第一項関係)

7 都道府県は、市町村(指定都市を除く。7の(一)において同じ。)により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第二條第二項関係)

(一) 国は、指定都市又は都道府県が(一)又は(二)により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第二條第三項関係)

(二) 国は、都道府県が(一)により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第三條第二項関係)

(三) 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に對して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から一〇年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、市町村に対し、その保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第二條第一項関係)

(四) 国は、都道府県が(一)により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。(原始附則第三條第二項関係)

(五) 平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に對して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から一〇年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、その保証人の保証を受けた者であつて(一)の内閣府令で定める事由があるものの償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとし(原始附則第三條第三項関係)

8 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(法律第二八号)(金融庁)

1 資金決済に関する法律の一部改正関係
一 暗号資産交換業に係る制度整備
(一) 「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するほか、暗号資産の定義から金融商品取引法で規定する「電子記録移転権利」を除くとともに、暗号資産交換業の定義に、暗号資産の交換等に関し暗号資産の管理を業として行うことを追加することとした。(第二條関係)

(二) 暗号資産交換業の登録拒否事由に、認定資金決済事業者協会に未加入の法人であつて、当該協会の規則に準ずる内容及び社内規則を作成していないもの等を追加することとした。(第六三條の五関係)

9 暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれがない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産(以下「履行保証暗号資産」という。)を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれがない方法で分別管理しなげなければならないこととした。(第六三條の一及び第六三條の二の二関係)

(六) 暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれがない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産(以下「履行保証暗号資産」という。)を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれがない方法で分別管理しなげなければならないこととした。(第六三條の一及び第六三條の二の二関係)

(七) 暗号資産交換業者は、当該暗号資産交換業者が管理する利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとした。(第六三條の二及び第六三條の三の二関係)

(八) 暗号資産交換業者が行う暗号資産を用いたデリバティブ取引に關連する業務に關して、説明義務等の規定を整備することとした。(第四三條の六關係)

(九) 収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるもの(以下「電子記録移転権利」という。)を、第一項有価証券として、企業内容等の開示制度の対象とする。 (電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引法に係る規制の対象とする。 (第二條第三項、第二條第八項、第三條及び第二八條關係)

(十) 収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産等を金銭とみなして、金融商品取引法の規定を適用することとした。(第二條の二關係)

10 暗号資産交換業者は、利用者による信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、その契約に係る情報の提供等の措置を講じなければならないこととした。(第六三條の一〇關係)

11 暗号資産交換業者は、利用者による信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、その契約に係る情報の提供等の措置を講じなければならないこととした。(第六三條の一〇關係)

12 暗号資産交換業者は、利用者による信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、その契約に係る情報の提供等の措置を講じなければならないこととした。(第六三條の一〇關係)

2 第四号施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新介護保険法の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとして、新介護保険法の規定を適用する。

第三号 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

第五条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六十条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）
 第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百号）の項を削り、同表健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項中「第二十六条第二項」を削る。

（文化芸術基本法の一部改正）
 第七条 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条の二第二項中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

（健康増進法の一部を改正する法律の一部改正）
 第八条 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「を削り、同法第二十九条第二項の改正規定中「の」を「を」を「を」に改め、「の」に「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」及び「前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」とを削る。

附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定中「第二十六条第二項及び」及び「第四十三条第二項及び」を削る。

御名 御璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十七号

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）」を「第五章 雑則（第十八条・第十九条）（第十条―第十七条）」に改める。

第十一条中「第十三条第一項」の下に「第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項」を加える。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告等）
 第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第十三条第一項中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の下に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同項ただし書中「政令で定める場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（償還金の支払猶予）
 第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

本則に次の一章を加える。

第五章 雑則
 第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（制度の周知徹底）
 第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、附則に次の三条を加える。

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）
 第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護

護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

第三條 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例
第三條 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

第四條 内閣総理大臣は、附則第二條第一項又は前條第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則
第一條 (施行期日)
この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)
第二條 内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)附則第二條第一項又は第三條第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)
第三條 この法律の施行前に市町村(特別区を含む。次條において同じ。)が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。)の規定によりした新法附則第二條第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除(同項に規定する場合にされたものに限る。)は、同項の規定による免除とみなす。

第四條 新法附則第三條の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する。

第五條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部(改正)
(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三百三條第一項中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十八号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

(資金決済に関する法律の一部改正)
第一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「第六十三條の二十一」を「第六十三條の十九の二」に改める。

第一条中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に改める。
第二条第五項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

第二条第七項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「い」を「い、い、暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう」に改め、同項第一号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第三号中「又は仮想通貨」を削り、同項に次の一号を加える。

四 他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く)。

第二条第八項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第九項中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十四項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十五項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第四十條第一項第六号中「若しくは名称」を削る。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 暗号資産

第六十三條の二の見出しを「暗号資産交換業者の登録」に改め、同条中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三條の三第一項第三号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第四号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「第六十三條の五第一項第十号」を「第六十三條の五第一項第十一号」に改め、同項第六号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第七号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第八号及び第九号並びに同条第二項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三條の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三條の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三條の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三條の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

本号で公布された
法令のあらまし

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（政令第五十九号）（法務省）

- 1 検察審査員、補充員、証人及び法律その他の事項に関し専門的助言を徴せられた者の日当の最高額を八、〇〇〇円から八、〇五〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）
- 2 この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇更生保護法施行令の一部を改正する政令（政令第六〇号）（法務省）

- 1 中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する日当の最高額を八、〇〇〇円から八、〇五〇円に引き上げることとした。（第二条関係）
- 2 この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第六一号）（内閣府本府）

- 1 市町村が災害援護資金の償還金の支払を猶予することができる場合に係るやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとした。（第一条関係）
- 2 施行期日等
 - (一) この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
 - (二) この政令は、一部の規定を除き、令和元年八月一日から施行することとした。

◇航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令（政令第六二号）（経済産業省）

- 1 航空工場検査員の要件を、航空機又は航空機用機器（以下「航空機等」という。）の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機等の製

造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、航空機製造事業法第一六条に規定する製造工場又は修理工場において三年以上航空機等の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者とすることとした。（第四条関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年七月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十九号

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第四百四十七号）第二十九条及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（昭和二十四年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千円」を「八千五百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣 山下 貴司
内閣総理大臣 安倍 晋三

更生保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年七月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十号

更生保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第十二条第三項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護法施行令（平成二十年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八千円」を「八千五百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣 山下 貴司
内閣総理大臣 安倍 晋三

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年七月十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十一号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十七号）の施行に伴い、及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を削り、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（償還金の支払猶予）

第十二条 法第十三条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。

ととする。

第十四条（見出しを含む）中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条を第十三条とする。附則第二項及び第三項第二号中「第十條第一項」を「法第十三條第一項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に、「災害弔慰金令第十條第一項」を「災害弔慰金令第十三條第一項」に改め、同条第七項中「災害弔慰金令第十二條」を「災害弔慰金令第十條」に、「第十三條」を「第十一條」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。ただし、第二条中東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第十四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第十條第一項の規定によりされている償還金の支払の猶予は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十三條第一項の規定によりされた償還金の支払の猶予とみなす。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣臨時代理 田村 智子
国務大臣 石田 真敏

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年七月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十二号

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。第三条の前の見出し並びに同条及び第四条を削る。

第二条中（以下「航空工場検査員」という。）は、航空工場検査員国家試験に合格した者を「は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 航空機の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航空機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、法第十六条に規定する製造工場又は修理工場（以下この条において「工場」という。）において三年以上航空機の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

二 航空機用原動機の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航空機用原動機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機用原動機の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航空機用原動機の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

三 航空機用プロペラの検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航空機用プロペラの製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機用プロペラの製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航空機用プロペラの製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

四 回転翼の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 回転翼の製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

五 航法用電子機器（第二条第九号イからニまでに規定する機械器具に限る。以下この号において同じ。）の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航法用電子機器の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航法用電子機器の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航法用電子機器の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

六 航法用電子機器（第二条第九号ホ及びヘに規定する機械器具に限る。以下この号において同じ。）の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航法用電子機器の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航法用電子機器の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航法用電子機器の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

七 回転翼航空機用トランスミッションの検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

八 ガスタービン発動機制御装置の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に係る許可事業者が実施するガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

九 ガスタービン発動機制御装置の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に係る許可事業者が実施するガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

第一條の二を第四條とし、第一條の三を第三條とし、第二條を第四條とし、第五條及び第六條を削り、第七條を第五條とする。別表中「第七條」を「第五條」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 世耕 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三



○内閣府令第二十二号

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）附則第二條第一項及び附則第三條第一項の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令を次のように定める。
令和元年七月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

（法附則第二條第一項の内閣府令で定める場合）

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二條第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額（当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得（当該免除を二月から五月までの間にする場合にあつては、前前年の所得）について災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第四條の規定の例により算定した所得の金額をいう。）から租税その他の公課の金額を控除した金額が、百五十万円未満であること。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。

イ 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。

ロ 預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）が二十万円以下であること。

(法附則第三条第一項の内閣府令で定める事
由)

第二条 法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認められた場合とする。

一 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利(以下この条において「保証権」という。)の放棄の際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に

償還しており、かつ、当該償還が完了していないこと。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者が法第十四条第一項及び附則第二条第一項に規定する償還を免除することができる場合に該当しないこと。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が保証権を放棄する場合における前項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣及び都道府県知事」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附則
この府令は、令和元年八月一日から施行する。

府 令 ・ 省 令

○内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第四号
元号を改める政令(平成三十一年政令第四百十三号)の施行に伴い、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する政令を次のように定める。
令和元年七月十九日

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する政令
を次のように改正する。
様式第四十二から様式第四十六までの規定中「五号」を「一」に改める。

附則
この命令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第五号
元号を改める政令(平成三十一年政令第四百十三号)の施行に伴い、農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する政令を次のように定める。
令和元年七月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
財務大臣臨時代理 石田 真敏
国土交通大臣 石田 真敏
農林水産大臣 吉川 貴盛
環境大臣 原田 義昭

内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号)の一部を「一」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
財務大臣臨時代理 石田 真敏
国土交通大臣 石田 真敏
農林水産大臣 吉川 貴盛
環境大臣 原田 義昭

農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令
内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
令第一号)の一部を次のように改正する。
様式第一中「五号」を「一」に改める。

附則
この命令は、公布の日から施行する。

省 令

○総務省、財務省、農林水産省、令第三号
元号を改める政令(平成三十一年政令第四百十三号)の施行に伴い、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年七月十九日

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
この省令は、公布の日から施行する。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省、令第四号
元号を改める政令(平成三十一年政令第四百十三号)の施行に伴い、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年七月十九日

中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第二号)の一部を次のように改正する。
様式第一中「五号」を「一」に改め、様式第三中「五号」を「一」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省、令第四号
元号を改める政令(平成三十一年政令第四百十三号)の施行に伴い、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則(平成二十年厚生労働省、農林水産省、令第四号)の一部を次のように改正する。
様式第一中「五号」を「一」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

◎災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）</p> <p>第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（償還金の支払猶予）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）</p> <p>第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還免除)

第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により

(新設)

(新設)

(償還免除)

第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(新設)

報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

2 (略)

3 (略)

(貸付金の償還方法)

第十五条 (略)

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

第十七条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(貸付金の償還方法)

第十四条 (略)

(新設)

(政令への委任)

第十五条 (略)

第五章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

附則

(施行期日等)

1 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(新設)

改正案	現行
<p>(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)</p> <p>第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十四条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十四条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。</p>	<p>(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)</p> <p>第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。</p>

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(都道府県の貸付金の償還期間)</p> <p>第十条 法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。</p> <p>(国の貸付金の償還期間)</p> <p>第十一条 法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年（指定都市に対する貸付金にあつては、十一年）とする。</p>	<p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第十条 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第七条第二項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。</p> <p>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</p> <p>(法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合)</p> <p>第十一条 法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合とする。</p> <p>(都道府県の貸付金の償還期間)</p> <p>第十二条 法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。</p> <p>(国の貸付金の償還期間)</p> <p>第十三条 法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年（指定都市に対する貸付金にあつては、十一年）とする。</p>

(償還金の支払猶予)

第十二条 法第十三条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。

(法第十五条の規定による貸付金の償還方法)

第十三条 法第十五条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

附則

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年一月一日）から施行する。
- 2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金（次項第一号において「府県の貸付金」という。）に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。

(新設)

(法第十四条の規定による貸付金の償還方法)

第十四条 法第十四条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

附則

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年一月一日）から施行する。
- 2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金（次項第一号において「府県の貸付金」という。）に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が第十條第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。

3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

一 府県が、市町（指定都市を除く。）に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。

二 指定都市が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

一 府県が、市町（指定都市を除く。）に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。

二 指定都市が第十条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）</p> <p>第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。</p> <p>2 法第百三条第一項の政令で定める日は、<u>令和二年三月三十一日</u>とする。</p> <p>3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「災害弔慰金法」という。）第十条第一項の災害援護資金の貸付けについての災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「災害弔慰金令」という。）第四条の規定の適用については、同条中「当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年」とあるのは「平成二十一年の所得（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十三年」と、「その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分」とあるのは「平成二十二年度分（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十四年度分）」とする。</p> <p>4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するも</p>	<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）</p> <p>第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。</p> <p>2 法第百三条第一項の政令で定める日は、<u>平成三十二年三月三十一日</u>とする。</p> <p>3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「災害弔慰金法」という。）第十条第一項の災害援護資金の貸付けについての災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「災害弔慰金令」という。）第四条の規定の適用については、同条中「当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年」とあるのは「平成二十一年の所得（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十三年」と、「その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分」とあるのは「平成二十二年度分（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十四年度分）」とする。</p> <p>4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するも</p>

のとし、その保証債務は、災害弔慰金令第九条の規定による違約金を包含するものとする。

5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十四条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金法第十三条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。

6 法第百三条第一項の規定により災害弔慰金法第十条第三項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第七条第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第十条及び第十一条の規定の適用については、災害弔慰金令第十条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十一条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

のとし、その保証債務は、災害弔慰金令第九条の規定による違約金を包含するものとする。

5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。

6 法第百三条第一項の規定により災害弔慰金法第十条第三項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第七条第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第十二条及び第十三条の規定の適用については、災害弔慰金令第十二条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十三条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

○内閣府令第二十二号

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）附則第二条第一項及び附則第三条第一項の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年七月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令

（法附則第二条第一項の内閣府令で定める場合）

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額（当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得（当該免除を一月から五月までの間にする場合にあつては、前前年の所得）について災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第四条の規定の例により算定した所得の金額

をいう。)から租税その他の公課の金額を控除した金額が、百五十万円未満であること。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。

イ 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。

ロ 預貯金の金額(生活費の入金等を控除した金額をいう。)が二十万円以下であること。

(法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由)

第二条 法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のい

れにも該当すると認めた場合とする。

一 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利(以下この条において「保証債権」という。)の放棄の際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還しており、かつ、当該償還が完了していないこと。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者が法第十四条第一項及び附則第二条第一項に規定する償還を免除す

ることができる場合に該当しないこと。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が保証債権を放棄する場合における前項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣及び都道府県知事」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

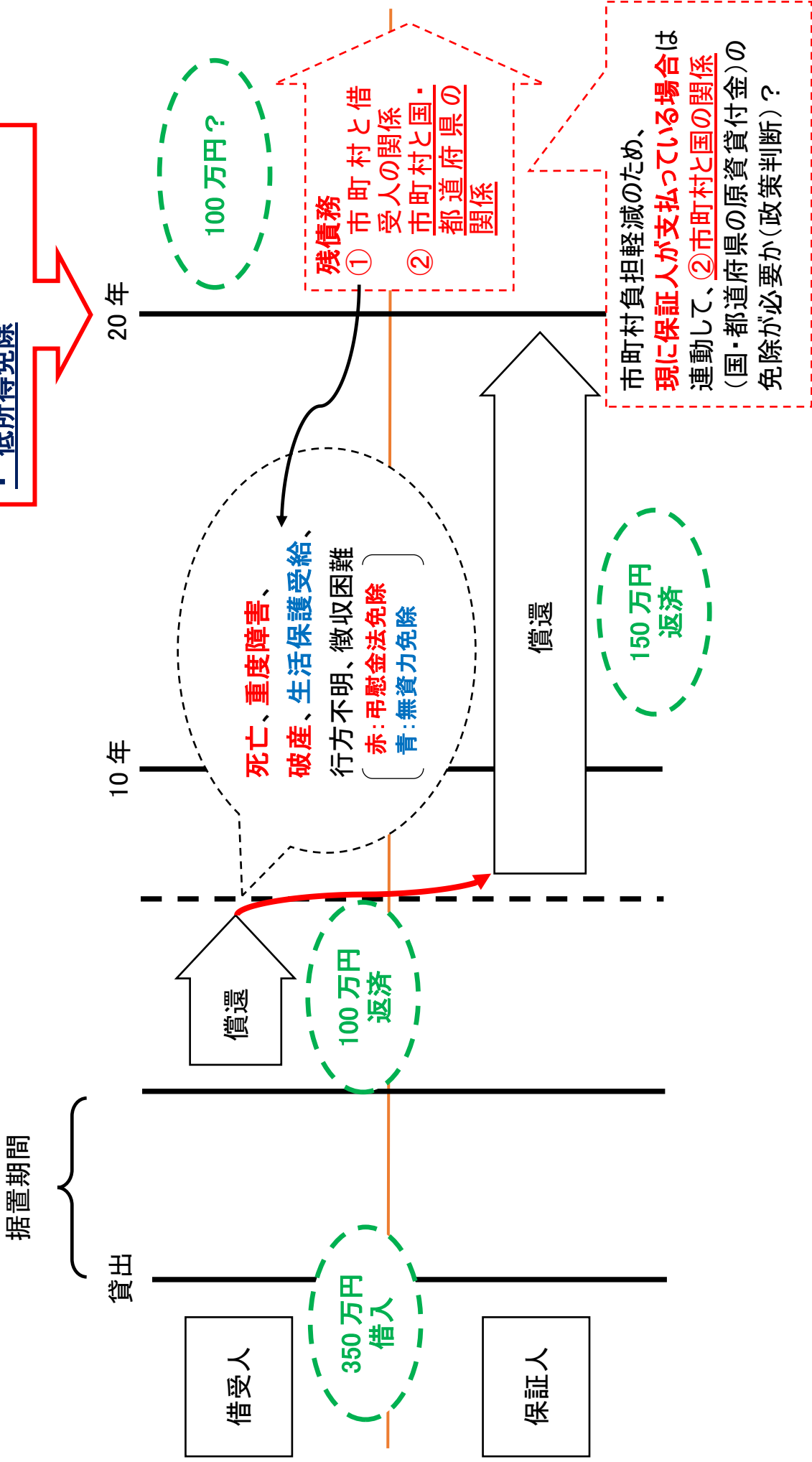
附 則

この府令は、令和元年八月一日から施行する。

附則第 3 条について

保証債権放棄 低所得者免除

- ・ 議会議決で保証債権放棄
- ・ 低所得免除



**災害弔慰金の支給等に関する法律第 16 条
に規定する調査権限について
(7 月 19 日発出)**

府政防第 255 号
令和元年 7 月 19 日

各都道府県・指定都市
災害援護資金担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）
（公 印 省 略）

災害弔慰金の支給等に関する法律第 16 条に規定する調査権限について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 27 号）により、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「災害弔慰金法」という。）第 16 条に市町村の調査権限が新たに規定されたところである。

これは、市町村が、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況を把握できるようにすることで、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能とするものであるが、その取扱いについては、下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては市町村等関係者への周知を図るとともに、その運用に当たってよろしく御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）の規定に基づくものである旨申し添える。

記

1 災害弔慰金法第 16 条の調査権限の考え方

市町村（指定都市を含む。）は、法第 13 条第 1 項に規定する償還金の支払猶予、又は法第 14 条第 1 項及び法附則第 2 条第 1 項に規定する償還免除をするか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるとするものであり、これにより、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを市町村が判断する際、真に資力がないかどうか等を確認でき、客観的な判断を下すことを可能とするものである。

法第 16 条の規定により、災害援護資金の貸付けを受けた者が報告を求められて、正当な理由がなく報告をせずに、又は虚偽の報告をしたときは、市町村は法第 13 条に規定する償還金の支払猶予、又は法第 14 条及び法附則第 2 条に規定する償還免除をしないことができることとなることから、実質的に借受人に対して報告義務を課していると解されるものである。

また、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求める対象となる情報等としては、生活保護や年金受給情報などが挙げられ、併せて、地方税情報についても求めることができるものである（地方税情報の活用に係る留意点等について別途、総務省からも通知されているので、併せて確認願いたい）。

なお、地方税情報を求める場合であっても、申請に基づく事務であり、既にその提供に係る「本人同意」がある場合は、法第 16 条の調査権限の行使に関わらず、他の市町村が保有するものを含め、地方税情報の閲覧等は可能であると考えられることから、災害援護資金の貸付時、または支払猶予・免除申請時において、借受人及び保証人の「本人同意」を申請書等において取り付けるようにすることが望ましいものである。

このため、災害弔慰金法第 16 条の調査権限が行使される場面としては、借受人が行方不明・徴収困難等の状況により「本人同意」がとれない場合を念頭しているものである。

2 その他

既に阪神・淡路大震災時の災害援護資金については、貸出から 20 年以上経過し、関係市町村においては地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 7 第 1 項に基づき償還免除をしているところであるが、償還免除をした借受人とは債権債務関係が存在しないことから、災害弔慰金法第 16 条による調査権限の行使はできないものである。

ただし、この場合であっても、例えば、災害援護資金担当課が既償還免除者のリストを作成し、地方税担当課に提供した上で、地方税担当課において、「〇〇万円以下の所得の者は〇〇人（又は〇〇%）」であることを確認し、その結果を災害援護資金担当課に提供する、といった実務上の工夫を妨げるものではない。

【連絡先】

政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
担当：小澤、山下、高尾 TEL：03-3501-5191（直）

総 税 企 第 3 9 号
令和元年 7 月 1 9 日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

災害援護資金の償還金の支払猶予等における税務情報の活用について

災害援護資金の貸付け等について規定している災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「災害弔慰金法」という。）について、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等を定めるための災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 27 号。以下「災害弔慰金法改正法」という。）が令和元年 6 月 7 日に公布され、同年 8 月 1 日から施行されます。

災害弔慰金法改正法の施行に伴い、一定の場合に、市町村において償還金の支払猶予や被災者生活再建支援法制定以前の災害についての償還免除等ができるようになるとともに、これらの判断のため、市町村は、借受人等の収入又は資産の状況について、借受人等に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができますこととなります。

償還金の支払猶予や被災者生活再建支援法制定以前の災害についての償還免除については、所得要件等が設けられており、災害援護資金の支払猶予・免除申請時に当該要件に該当するか否かを判定する必要があります。この判定のため、地方税の賦課徴収に関する情報（以下「税務情報」という。）を活用することについて本人の同意が得られていることを前提に、災害援護資金担当部局に対し当該情報を提供することが考えられます。この場合、当該事務は申請に基づく事務であり税務情報の活用について本人の同意があることから、当該情報は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「地方税法」という。）第 22 条の秘密に当たらないと解されるところです。

また、災害弔慰金法改正法により、市町村は、借受人等の収入又は資産の状況について、借受人等に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるとされ（災害弔慰金法第 16 条）、借受人が報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の

報告をしたときは、市町村は償還金の支払猶予や被災者生活再建支援法制定以前の災害についての償還免除をしないことができることとなることから（災害弔慰金法第13条第1項及び附則第2条第1項）、実質的に借受人に対して報告義務を課していると解されるため、当該者に係る税務情報を償還金の支払猶予や被災者生活再建支援法制定以前の災害についての償還免除を判定する目的のために税務情報を提供したとしても、当該情報は、地方税法第22条の秘密に当たらないと解されるところです。

本件における税務情報の活用については、内閣府からも、別添のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、災害援護資金担当部局からの当該情報の提供に係る依頼について、適切に対応いただきますようお願い致します。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

(連絡先)

自治税務局企画課

担当：沼澤企画官、卯田係長、松本事務官

電話：03-5253-5658

災害関連死の事例収集について

事務連絡
平成31年4月3日

各都道府県 災害弔慰金担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

災害関連死の定義について

災害関連死の定義について、以下のとおり定義を行いましたので、お知らせいたします。

このことを踏まえ、現状では、災害弔慰金支給対象者のうち、「死者」「行方不明者」の人数を把握するための資料を送付いただきましたが、今後は、災害関連死の数を把握できるように、災害弔慰金等国庫負担金交付要綱を改正する予定でありますことをあらかじめ申し添えたいと思います。

大変恐縮ですが、管内市町村にもこの内容をご連絡いただきますよう、お願いいたします。

○災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
担当：石田
TEL：03-3501-5191

災害関連死について国会答弁

・ 令和元年五月二十四日（金曜日）第198回国会災害対策特別委員会

立憲民主党 森山浩行衆議院議員

○森山（浩）委員 （略）

さて、先日、四月十一日の衆議院災害対策特別委員会で、高木委員を始めいたしましたしまして、災害関連死についての議論が行われました。

改めて、災害関連死の定義を確認をしたいと思います。

○海堀政府参考人 お答え申し上げます。

災害関連死を減らすためにも、まずその数を把握することが重要であると認識しまして、その前提となる災害関連死の定義を、負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものとし、関係省庁で共有するとともに、自治体に対して周知したところでございます。

○森山（浩）委員 確認をしたいのですが、当該災害における負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病というふうになっていますけれども、これは精神疾患による自殺といった事例は含まれるのでしょうか。

○海堀政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げました定義の疾病により死亡したものには、避難生活等における身体的負担によるものであれば、精神疾患による自殺も含まれると解しており、その旨は既に都道府県等にも周知しているところでございます。

○森山（浩）委員 そうですね、これは、等と入れなくても自殺も入っているということで、しっかり伝えていただいているということですが、文書になっていると抜けちゃうこともあるでしょうから、これは繰り返しきちんとお伝えいただくようお願いをしたいと思います。

また、括弧ですかね、実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるがというふうにありますけれども、これはどんな事例がありますか。

○海堀政府参考人 お答え申し上げます。

これは、災害弔慰金の支給が、例えば遺族の方々、皆さん亡くなってしまって、いないというような場合、この部分が支給されていないというようなものを含めるという趣旨でございます。

○森山（浩）委員 ありがとうございます。

これは、まずは行政がどのように受けるかという定義でもありますけれども、自分があるいは家族が災害関連死に当たるかどうか、あるいはお医者さんがこの患者さんはどうだというときに誤解のないように、きちんと広く関連死を認められるように、これは徹底をお願いをしたいというふうに思います。

さて、ということで、定義が定まってきたわけなんですけれども、それでは、国で、過去の災害関連死の事例というものは収集をされておりますか。

○海堀政府参考人 お答え申し上げます。

復興庁において、東日本大震災の震災関連死について、市町村から報告を受けたものの原因等を整理したことはあると伺っておりますが、全国的に災害関連死の事例収集を行ったことはありません。

○森山（浩）委員 大臣、お聞きになりましたか。市町村による災害関連死の認定が適切に行われるように、過去の災害も含めた事例収集、それからそれを公表するという、これが大変重要だというふうに思います。

四月十一日の衆議院災害対策特別委員会では、過去の災害の事例収集等については政府からの言及はありませんでしたけれども、改めてこの点について、今後、政府としてどのように取り組むのか、大臣にお伺いをしたいと思います。

○山本国务大臣 お答えをいたします。

災害時において避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を少しでも減らす、そのために、政府全体として、避難所の生活環境の改善に取り組んできたところでございます。

災害関連死を減らすためにも、まずはその数を把握することが重要であるというふうに考えられることから、先日、災害関連死の定義を定め、関係省庁と共有するとともに、自治体に周知をしたところでもございます。

お尋ねの災害関連死の事例収集については、東日本大震災や熊本地震等の過去の災害関連死の認定例、判例等を収集、分析し、整理した上で公表したいというふうに考えております。

○森山（浩）委員 ありがとうございます。

過去の災害関連死の事例につきまして、収集をした上で公表したいということで、初めて政府から答弁をいただきました。大臣、ありがとうございます。

これは本当に大事なことだと思っております。これまで、亡くなった方、どうして亡くなったのか、先ほど熊本の冊子を御紹介をいたしましたけれども、直接死よりもはるかに多い方が関連死という形で亡くなっている。車で寝ていたら、そこでエコノミー症候群になって亡くなってしまった。あるいは、今の状態、避難所の状態を苦にして自殺をされる方もおる。このようなこと自体がまずなくしていかなきゃいけないということだというふうに思います。

それと、ちょっと、災害関連死という言葉についてなんですけれども、昔、いじめという言葉ができる以前は、子供たちの自殺というのは、交友関係に悩んで自殺というふうに新聞等では報道をされておりました。交友関係に悩んで自殺というような形になると、世の中の人、ああ、そうか、青春の時代はいろいろと悩むこともあるよなということで流されていた部分であったかと思います。

それに対して、いじめという言葉が出て、いじめ対策をしなければいけないというふうになってきた中で、ようやくいじめという社会問題としての取組が始まり、また、それを世論が後押しをするという大きな流れがあったかと思います。

これもやはり、時間もかけて、あるいは言葉の作り方も含めて、十分な影響力があった話だと思いますけれども、この災害関連死というのも、非常に大きな犠牲を生んでいるという状況であるにもかかわらず、なかなか、行政用語としての関連死というふうな形になってくると、イメージがもう一つ湧かないという部分があるかと思います。

私自身も、何かいい言葉はないかということで、いろいろな人に聞いたり、あるいは自分でも考えたり今しているところでありましてけれども、災害関連死の定義をした、そしてこれから事例を収集をし、公表をしていくというような状況の中で、まずはこんな形で伝えていこうというような中心概念を一つ言葉として確定をしていくようなこと、いろいろな人と協力をしながらやっていきたいなと思っております。

政府の方でもそのような問題意識を持っていただいて、何とかこの災害関連死を防いでいくという世論の盛り上げをともにやっていきたいなというふうに思います。

海外の事例などを見ておられます、先ほどちょっと、ベッドあるいはキッチン、そしてトイレというようにお話をしました。ちゃんと設備があれば救える命が、設備のないことによって奪われてしまっているという状況なんかも、実際、災害が起こったときには、段ボールベッドを入れていいよという通達が行くわけですね。今、そういう状況になっている。でも、ふだんから段ボールベッドを置いておきなさいよ、あるいは、きれいなトイレをつくれるようにしておきなさいよという指示がないから、災害が起こった自治体だけが、問合せをした上で、そこから物をそろえるという状況になっています。

このようなこともしっかりふだんから意識をして、ちょっと、多分、使っている予算というものをふやしていくということで対応できることではないかというふうに思いますので、やはり命を守るという観点から、災害が起こった後、災害関連死をいかに減らしていくか、これは事例を収集していく中で、更に細かいいろいろな問題点が浮かび上がってくると思いますので、引き続き議論をしてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

共産党 田村貴昭衆議院議員

○田村（貴）委員 日本共産党の田村貴昭です。

最初に、災害関連死について質問します。

この四月から、政府として災害関連死の統一した定義を持つようになりました。災害関連死を生まない本腰を入れた取組、対策が必要であります。しかし、先月の私の質問に対する内閣府答弁では、現時点では災害関連死の事例を収集、分析することまで考えるに至っておりませんというものであります。

大臣にお伺いいたします。

災害関連死を生まない、そしてしっかりとした対応を図っていく上では、やはり、過去の災害における災害関連死の状況やあるいはその対応をまずは掌握すること、そして参考にすることが何よりも肝要であるというふうに考えますけれども、再度大臣の答弁をお願いしたいと思います。

○山本国務大臣 お答えをいたします。

災害時において避難生活等が原因で亡くなるいわゆる災害関連死を少しでも減らすよう、政府全体として避難所の生活環境の改善に取り組んできたところでございます。

災害関連死を減らすためにも、まずその数を把握することが重要であると考えられることから、四月に災害関連死の定義を定め、関係省庁と共有するとともに、自治体に周知したところでございます。

お尋ねの災害関連死の事例収集につきましては、東日本大震災や熊本地震等の過去の災害関連死の認定例、判例等を収集、分析し、整理した上で公表したいと考えているところでございます。

災害関連死の事例収集について

- 過去の災害の事例収集の方法を固める必要がある。
→ 市町村、都道府県にできるだけ負担をかけない方法とは？
- 今後については、災害弔慰金等国庫負担金交付要綱を改正し、事案の概要を記入させることにより、災害関連死の内容を把握。

参 考 资 料

主な災害における災害援護資金貸付状況 (事業費ベース)

1,326億円
(57,448件)



521億円
(29,551件)



2億円
(107件)

13億円
(728件)

災害名	阪神・淡路大震災 (H7)	新潟中越地震 (H16)	東日本大震災 (H23)	熊本地震 (H28)
全壊家屋数	104,906棟	3,175棟	127,830棟	8,673棟
生活再建支援金額	【制度なし】	74億円	3,586億円	598億円
義援金受付額	1,793億円	374億円	4,256億円	526億円

区分	雲仙・普賢岳噴火災害	北海道南西沖地震	阪神・淡路大震災	新潟県中越地震	能登半島地震
災害発生	平成2年11月	平成5年7月	平成7年1月	平成16年10月	平成19年3月
全半壊(焼)	727棟(世帯)	1,032世帯	448,929世帯	17,277世帯	1,983世帯
義援金総額	約234億円	約260億円	約1,793億円	約372億円	約32億円
1世帯当たり	約3,219万円	約2,519万円	約40万円	約216万円	約161万円

資料出所：兵庫県「伝える 阪神・淡路大震災の教訓」

東日本大震災の義援金の状況

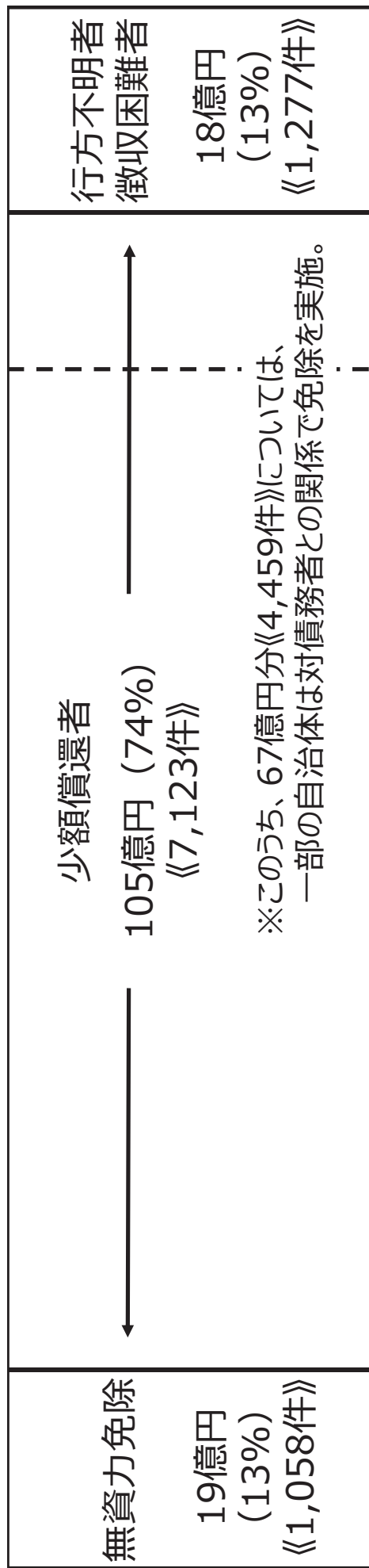
平成30年11月16日現在

	岩手県	宮城県	福島県
全壊の場合 (一世帯当たり)	1,801,000円	1,537,000円 (津波浸水区域)	882,009円

阪神・淡路大震災に対する災害援護資金の償還について

貸付総額	1,326億円 (うち国費884億円)	57,448件
未償還額 (速報値)	123億円 (うち国費82億円)	8,400件 (9.3%)

※債務者の死亡等で免除されたもの61億円



〔所得150万円以下〕

90億円程度 (うち国費60億円程度)

30億円程度
(うち国費20億円程度)

所得要件／資産要件（案）

1 所得要件

- 所得要件については、64 歳（神戸市における未償還平均年齢）の生活保護扶助費を基礎としたものとする。

総所得 － 公租公課 < 150 万円

- * 公租公課→所得税、住民税、固定資産税、社会保険料
- ・ 生活保護においても医療扶助、介護扶助、教育扶助や障害者加算等がされていること、市町村における免除作業の効率性を考慮し、所得・年金控除後の所得ベースの金額とする。
- ・ 生活保護は公租公課が課されないことから、控除する。

2 資産要件

- ① 償還に充てることができる居住用土地・建物以外の実物資産を保有していないと認められること、

- ② 資産としての預貯金等は、20 万円以下とすること

* 預貯金等の額については、破産者が生活維持のため最大限保有できる預貯金の額が兵庫県で運用されている裁判所の例が 20 万円以下であることを考慮したもの。

- 償還に充てることができる居住用土地・建物以外の実物資産とは、その処分により日常生活の維持に著しく支障を生じるものではない資産であり、かつ、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものをいう。

- 資産としての預貯金等とは、預貯金であれば、一時的な生活費の入金等フローとみなすことができる額を除いた額とする。

- 居住用土地・建物について、今回の免除措置が、被災者生活再建支援法が当時制定されていなかったことを踏まえ実施することものであることから、借受人の生活再建の観点を重視して、特に資産価値が大きいと認められるものを除き、含めないこととする。

- 著しく高額なマンション等容易に換金可能な資産を有している場合は、免除を認めない。

3 確認方法

- 借受人からの申告によることとし、課税証明書、固定資産評価証明書、預金通帳等の写し(必要に応じて、用途についての申立書)等を求め、当該書面等に基づき、関係自治体で客観的に判断する。
- 既免除者や転居者等で確認の協力が得られない場合、所得要件及び資産要件(実物資産・預貯金等)の確認方法に関しては、上記との整合性を踏まえつつ、借受人の生活実態等を把握している関係自治体の判断に委ねることとする。